

葉山町議会の定例会に関する条例

葉山町議会の定例会に関する条例を次のとおり制定する。

(別 紙)

令和 7 年12月16日提出

議会運営委員会
委員長 伊東圭介

提案理由

議会機能の強化や議会運営の充実・活性化を図り、議会が主体的かつ機動的に活動できるよう、令和 8 年以降も定例会の会期を通年とすることから、新たに定例会の回数を定める条例を制定するため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町議会の定例会に関する条例

- 1 地方自治法第102条第2項の規定により定める定例会の回数は、年1回とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- ##### (旧条例の廃止)
- 2 葉山町議会の定例会の回数に関する条例（昭和31年葉山町条例第195号）は、廃止する。

条例の概要

題 名

葉山町議会の定例会に関する条例

1 趣 旨

議会機能の強化や議会運営の充実・活性化を図り、議会が主体的かつ機動的に活動できるよう、令和8年以降も定例会の会期を通年とする通年議会制とすることから、新たに定例会の回数を定める条例を制定することとした。

2 内 容

- (1) 地方自治法第102条第2項に規定される定例会の回数を、年1回とすることとした。
- (2) 議会の解散に伴う一般選挙が行われた場合は、(1)にかかわらず、年2回とすることとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に伴い、葉山町議会の定例会の回数に関する条例（昭和31年葉山町条例第195号）は、廃止することとした。

葉山町議会の定例会に関する条例 新旧比較表

新条例	旧条例
○葉山町議会の定例会に関する条例 令和 7 年 12 月 日条例第 号 1 地方自治法第 102 条第 2 項の規定により定める定例会の回数は、年 1 回とする。 2 前項の規定にかかわらず、議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年 2 回とする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。 (旧条例の廃止) 2 葉山町議会の定例会の回数に関する条例(昭和 31 年葉山町条例第 195 号)は、廃止する。	○葉山町議会の定例会の回数に関する条例 昭和 31 年 10 月 2 日条例第 195 号 地方自治法第 102 条第 2 項の規定による定例会を開くべき回数は、年 4 回とする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。 (旧条例の廃止) 2 葉山町議会定例会条例(昭和 27 年 8 月葉山町条例第 147 号)は、廃止する。 (令和 7 年における葉山町議会の定例会の回数に関する特例) 3 葉山町議会の定例会の回数は、令和 7 年に限り、本則中「年 4 回」とあるのは「年 2 回」とする。